

必要な看護師数について

*** 病院側は 7 対 1 基準の必要看護師数について、4 週基準の以下の算式を示している。**

$$\frac{\text{平均入院患者数} \times \text{勤務帯数} (2 \text{ 交替 or } 3 \text{ 交替}) \times \text{勤務表の日数} (28 \text{ 日})}{\text{看護配置数} \times \text{看護師勤務日数} (通常 20 \text{ 日})}$$

具体的には、 $918 \times 3 \times 28 \div (7 \times 20) = 551$ 。現在の配置数は 586。
この数値から病院側は「必要看護師数を十分上回っており不足していることはない」とする。

* 組合側の考え方

上の算式は「年末年始の休み及び祝日数」（年間 20 日）、特別休暇（3 日間の夏季休暇）、年休取得がまったく反映されていない。祝日数等を除いた看護師勤務日数は年間で 241 日、4 週あたりで 18.5 日。

これで計算し直すと、 $918 \times 3 \times 28 \div (7 \times 18.5) = 595$

現在の配置数から 9 の不足となる。これは特別休暇を含めず、また、年休取得ゼロのケースである。特別休暇や年休取得を考慮すると、必要看護師数はそれぞれ以下のようになる。

特別休暇 3 日と年休取得 10 日のケース：628

特別休暇 3 日と年休取得 20 日のケース：657

*** 7 対 1 基準の必要看護師数を計算するにあたり、厚労省告示は「病棟単位」で計算すべきとしているように思うが、現在の計算は病棟単位ではなく「病院全体の届出病床数」（つまり、病院 全体）としている。**

厚労省告示の当該箇所

平成 20 年厚生労働省告示第 62 号 基本診療料の施設基準等

第五 病院の入院基本料の施設基準等

五 特定機能病院入院基本料の施設基準等

(1) 特定機能病院入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準

イ 一般病棟

① 七対一入院基本料の施設基準

1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数が増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数、前段の規定にかかわらず、二以上であることとする。

【一年前の病院提供資料より、該当箇所】

1. 一日に看護を行う看護職員数は、常時、当該病棟（病院全体の届出病床数）の入院患者の数が 7 又はその端数が増すごとに 1 以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数、前段の規定にかかわらず、2 以上であることとする。